## 公益社団法人日本アメリカンフットボール協会

## 委員会規程

(目的)

第1条 この規則は、定款第45条の規定に基づき、日本アメリカンフットボール協会(以下「この法人」という。)で設置する各委員会(以下「委員会」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員)

- 第2条 委員会の委員は、理事及び学識経験者等から、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 2 委員は、20人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとす る。

# (委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の担当理事と協議の上会長が選出する。
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代 行する。

### (会議)

- 第4条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。
- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の概ね1週間前まで に、書面又は電子メール等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通 知する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題に つき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 6 委員会は、原則として、非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を参考人として、会議への出席、資料の 提供、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (議事録)

**第5条** 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

(事務局)

- 第6条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。 (改廃)
- 第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。 (委任)
- 第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年8月5日から施行する。